

第五十一回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第三十四号

昭和四十一年五月十一日(水曜日)

午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 天野 公義君

理事 小川 平二君

理事 田中 榮一君

理事 加賀田 進君

理事 稻村左近四郎君

海部 俊樹君

小宮山重四郎君

田中 六助君

大村 邦夫君

沢田 政治君

田中 武夫君

加藤 進君

出席政府委員

通商産業大臣 三木 武夫君

通商産業政務次官 進藤 一馬君

通商産業事務官 (大臣官房長) 大慈彌嘉久君

中小企業庁長官 影山 衛司君

委員外の出席者

議員 板川 正吾君

議員 田中 武夫君

五月十日

中小企業振興対策の強化に関する陳情書外一件

(福岡市東区堀端七の二二三福岡県町村議会議長会長内山正盛外一名)(第三八四号)

教育用電力料金の値下げに関する陳情書(栃木県議会議長佐藤昌次)(第三八五号)

北陸電力株式会社の電気料金値上げ抑制に関する陳情書(石川県議会議長浅田勝二)(第三八六号)

同(福井県議会議長吉村直之)(第四四九号)

中小紡績の不況対策に関する陳情書(大阪市東区南久太郎町一の二八新日本紡績協同組合理事長巴里俊夫)(第三八八号)

一九六六年度中国貿易展覧会並びに東西貿易促進に関する陳情書外二件(泉佐野市議会議長山田諒外二名)(第三九〇号)

ハチみつへの輸入に関する陳情書(鹿児島市山下町六八鹿児島県養蜂組合連合会長平原哲夫)(第四四八号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案(内閣提出第一四二号)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(板川正吾君外十八名提出、衆法第二二二号)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(麻生良方君外一名提出、衆法第三四二号)

○天野委員長 これより会議を開きます。

内閣提出官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案、板川正吾君外十八名提出官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案、麻生良方君外一名提出官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案を議題として、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。中村重光君。

○板川委員 委員長、その前にちょっと……恐縮ですが、質問に入る前に資料の要求をいたしたいと思ひます。

それは、この法案に関係しまして、去る三月七日に建設事務次官の名において「中小建設業の受注機会の確保について」という通達が流れております。これは中小企業の建設業の受注の拡大をはかるという本法案の趣旨に基づいて、建設事務次官が通達を出したわけでありまして、その内容は、第一は、「発注標準を厳守し、中小工事にはみだりに大手業者を指名しないようにすること。」

第二は、「発注標準を厳守し、中小工事にはみだりに大手業者を指名しないようにすること。」

第三は、「発注標準を厳守し、中小工事にはみだりに大手業者を指名しないようにすること。」

第四は、「発注標準を厳守し、中小工事にはみだりに大手業者を指名しないようにすること。」

第五は、「発注標準を厳守し、中小工事にはみだりに大手業者を指名しないようにすること。」

第六は、「発注標準を厳守し、中小工事にはみだりに大手業者を指名しないようにすること。」

第七は、「発注標準を厳守し、中小工事にはみだりに大手業者を指名しないようにすること。」

第八は、「発注標準を厳守し、中小工事にはみだりに大手業者を指名しないようにすること。」

第九は、「発注標準を厳守し、中小工事にはみだりに大手業者を指名しないようにすること。」

第十は、「発注標準を厳守し、中小工事にはみだりに大手業者を指名しないようにすること。」

第十一は、「発注標準を厳守し、中小工事にはみだりに大手業者を指名しないようにすること。」

第十二は、「発注標準を厳守し、中小工事にはみだりに大手業者を指名しないようにすること。」

第十三は、「発注標準を厳守し、中小工事にはみだりに大手業者を指名しないようにすること。」

第十四は、「発注標準を厳守し、中小工事にはみだりに大手業者を指名しないようにすること。」

第十五は、「発注標準を厳守し、中小工事にはみだりに大手業者を指名しないようにすること。」

第十六は、「発注標準を厳守し、中小工事にはみだりに大手業者を指名しないようにすること。」

第十七は、「発注標準を厳守し、中小工事にはみだりに大手業者を指名しないようにすること。」

第十八は、「発注標準を厳守し、中小工事にはみだりに大手業者を指名しないようにすること。」

第十九は、「発注標準を厳守し、中小工事にはみだりに大手業者を指名しないようにすること。」

第二十は、「発注標準を厳守し、中小工事にはみだりに大手業者を指名しないようにすること。」

第二十一は、「発注標準を厳守し、中小工事にはみだりに大手業者を指名しないようにすること。」

第二十二は、「発注標準を厳守し、中小工事にはみだりに大手業者を指名しないようにすること。」

第二十三は、「発注標準を厳守し、中小工事にはみだりに大手業者を指名しないようにすること。」

第二十四は、「発注標準を厳守し、中小工事にはみだりに大手業者を指名しないようにすること。」

第二十五は、「発注標準を厳守し、中小工事にはみだりに大手業者を指名しないようにすること。」

第二十六は、「発注標準を厳守し、中小工事にはみだりに大手業者を指名しないようにすること。」

第二十七は、「発注標準を厳守し、中小工事にはみだりに大手業者を指名しないようにすること。」

第二十八は、「発注標準を厳守し、中小工事にはみだりに大手業者を指名しないようにすること。」

第二十九は、「発注標準を厳守し、中小工事にはみだりに大手業者を指名しないようにすること。」

第三十は、「発注標準を厳守し、中小工事にはみだりに大手業者を指名しないようにすること。」

第三十一は、「発注標準を厳守し、中小工事にはみだりに大手業者を指名しないようにすること。」

第三十二は、「発注標準を厳守し、中小工事にはみだりに大手業者を指名しないようにすること。」

第三十三は、「発注標準を厳守し、中小工事にはみだりに大手業者を指名しないようにすること。」

第三十四は、「発注標準を厳守し、中小工事にはみだりに大手業者を指名しないようにすること。」

第三十五は、「発注標準を厳守し、中小工事にはみだりに大手業者を指名しないようにすること。」

第三十六は、「発注標準を厳守し、中小工事にはみだりに大手業者を指名しないようにすること。」

第三十七は、「発注標準を厳守し、中小工事にはみだりに大手業者を指名しないようにすること。」

第三十八は、「発注標準を厳守し、中小工事にはみだりに大手業者を指名しないようにすること。」

第三十九は、「発注標準を厳守し、中小工事にはみだりに大手業者を指名しないようにすること。」

○影山政府委員 御要求の資料を早急に提出いたします。

○天野委員長 板川先生の御要望中参考人その他の問題につきましては理事会で御相談をいたします。

中村重光君。

○中村重光君 長官でけっこうですが、予決令が変更されましたね。その内容はあなたのほうから資料として提出された官公需確保対策関係資料の中に書いてあるとおりでですか。

○影山政府委員 先般予決令の改正によりまして、従来会計法第二十九条に基づきまして、少額の予定価格のものにつきましては指名競争または随意契約にすることができるという規定に基づきまして、たとえば指名競争に付することができるとなりました。これは製造の場合には指名競争にすることができるといふような規定になっておりましたものを、三百万円に引き上げるといふような改正が行なわれたわけでございます。この改正の趣旨は、少額なる契約につきましては、大体、ほとんどが中小企業者が参加をいたしておるわけでございます。その中小企業者が参加するところの随意契約の金額を上げることによりまして、中小企業者が受注し得る金額、それがまたおのずと上がってくるということになったわけでございまして、やはりこれも受注確保をはかるための措置であるように思っております。

○中村重光君 従来六十万円であったものが百

万円、百万円が百五十万円という形に引き上げられておるようですが、そうすると、各官庁において物件等を調達する場合に競争参加者の資格基準というものが定められてくることになる。ところがその基準というのは各省ごとに、同じこともありませんし、異なってくるということになるう

と思うのですが、その資格基準というのはあなたの方でわかっておりませんか。

○影山政府委員 たとえば建設関係の資格基準につきましても、先ほどちょっと板川先生からも御指摘がございましたように、資格基準をきめます際に一応ランク制をきめて、A、B、C、D、Eというふうな予定価格ごとに資格基準をきめておる、そういう基準のきめ方をいたしております。そういう例もあります。

○中村(重)委員 そういうことはわかるのだけれども、具体的にきまっておるだろうと思うのですが、明らかな範囲でよろしいのですが、どうなっていますか。

○影山政府委員 建設工事の入札参加者の資格の緩和及びランク制に応じた工事発注の促進などを建設省のほうでやりになったのですが、この際工事の発注規模をA級、B級、C級、D級、E級というふうなきめまして、A級につきましても一億五千万円以上の予定価格のもの、それからB級は五千万円のもの、C級は一千五百万円、D級は三百万円、E級は三百万円以下というふうな工事の規模ごとに発注規模をきめまして、そのおのの発注資格者というのにつきましても、B級のランクのものは直近上下のものには参加し得る。しかしながらD級、E級のような小さい工事には参加してはいけないというふうな資格基準がきめられております。

○中村(重)委員 そうすると、私が先ほど申し上げた金額の小さいものは、これは随意契約の対象になるものだと思うのですが、その随意契約が今度百万円が百五十万円に引き上げられた。それ以上、それをこえる金額というのは、大蔵大臣と協議をしなければならぬ、こういうことになりませんか。

○影山政府委員 そういう場合もございいます。○中村(重)委員 そういう場合もあるというのではなく、百五十万円をこえるものは、大蔵大臣と協議をするということに、これはその点はきちっと限定されておるのじゃありませんか。予決令の

中でどうなんですか。

○影山政府委員 予決令におきまして、小額のものについては随意契約あるいは指名競争入札ができるという場合は、政令で金額がきめられておりまして、それ以上は大蔵大臣協議という制度は認められていないというふうになっております。

○中村(重)委員 いや、それをこえる金額は、大蔵大臣と協議するということとは認められていないというのですか。こえる金額は大蔵大臣と協議しなければならぬということになっておるのじゃありませんか。

○影山政府委員 予決令の中に、第九十四条におきまして、指名競争に付することができるといふ場合は、会計法第二十九条の第三号の規定により指名競争に付することができるといふ場合は、次に掲げる場合とすることとで、これは先ほど御説明いたしましたように金額を限りまして指名競争ができる場合ということでございます。

それから、その他の場合におきまして、指名競争に付し、または随意契約によろうとする場合に、大蔵大臣へ協議をして初めてできるという場合があるわけでございます。それは金額の限度以外に場合が定められておるわけでございます。

○中村(重)委員 金額以外の場合も定められておるのだけれども、まず金額を聞いておるのです。それ以外にもあるのだが、金額は大蔵大臣と協議をしなければならぬ、金額の規模が大きくなつたら、それはどういふことになっておるのですか。運用上の問題が出てくるのですよ、大蔵大臣と協議するといふこと、なかなか複雑なんだから、だからそれを聞いておるのです。

○影山政府委員 金額をこえる場合につきましても、指名競争入札ができないことになりまして、で、それをこえる場合につきましても、一般の指名競争入札になる場合には、資格基準等をきめる場合には大蔵大臣と協議する場合があるということでございます。

○中村(重)委員 金額をこえる場合に指名競争入

札ができないという場合がある。随意契約は、いまあなたが言われるように金額がきまるわけですね。しかし、それだけでなくて、随意契約は緊急を要する場合であるとかあるいは特定な業者に発注することが必要であるという場合、そういう場合に金額にかかわらず随意契約をなし得る。だから金額の場合とそういう特定な事情による場合が随意契約はあるのです。だから私が言うのは、大蔵大臣と一々小さい金額まで協議するということになると複雑なのでなかなかたいへんだろうと思う。だからして、金額の面については予決令で今度改められたわけだから、どの程度以上が大蔵大臣と協議しなければならぬ金額になるのか、それを聞いておるわけです。

○影山政府委員 予決令及び会計法の特例によりまして指名競争に付することができるといふ場合、金額が限定されておりますのは、工事または製造の場合には予定価格が三百万円をこえない場合、それから財産を買い入れる場合は予定価格が百八十万円をこえない場合、その他賃借料とか財産売り払いの場合も金額がきまっておりますが、この場合に関係いたしますのは、工事または製造させる場合の三百万円、財産買い入れの場合の百八十万円、それから随意契約の場合は、工事または製造させる場合には予定価格が百五十万円をこえない場合ということになります。

○中村(重)委員 それをこえる場合、そういう小さい金額まで大蔵大臣と協議しなければならぬということになるのですか。

○影山政府委員 この金額をこえた場合につきましても、やはり一般競争入札になるわけでございます。これは、大蔵大臣協議云々の問題は出てこないと思ひます。

○中村(重)委員 今度予決令が改正になって、相当額が引き上げられた。そういうところから中小企業者に対するところの官公需の確保というような法律案は出さぬでもいいじゃないか、こういうことを大蔵省はあなたのほうに主張したわけですから、三木通産大臣の政治力でどうしても出す

のだということ、最終的には大蔵省のある程度の反対を押し切つて提案する運びになったのだらう、そう思っているのです。だから、予決令によってある程度緩和されたものの、依然として制限があるわけだから、それをどう運用していくのかというところがきわめて複雑になってまいりました。官公需の確保などという法律案も出てまいりますが、大蔵省の抵抗もいろいろの形に出て出てこないとはいえない。だから、そういう場合にそういった予決令あるいは会計法がどう定められており、またそれがどう運用されていくのかという点を伺っておかなければならぬから、実はお尋ねしておるわけです。だからいまあなたが、それをこえる場合は指名競争入札にしなければならぬのだから大蔵大臣との協議は起こらない、こう言っておるのだけれども、そうではないのじゃありませんか。この「官公需をふやす」「中小向け今週にも具体策」、日経紙に書いてあるのを見たのですが、それはいまのあなたの答弁のようにはなっていない、これは新聞が誤報なのかどうかはわかりませんが、あなたのお答えのとおりでもないのじゃありませんか。時間がたちますから、あとであなたのほうでよく調べてください。

次にお尋ねしますが、あなたのほうで配付していただいた関係資料によりますと、中小企業者に対する官公需を確保するといふための努力をいろいろしておられるが、金額にしますときわめてわずかな金額ですね。三十九年度三百三十万円ですが、四十年度も官公需をさらに確保するという積極的な意向を大臣は表明しておられるのですけれども、これも三百三十万円と三十九年度と同じ。しかしこれは「官公需契約の手引き」という印刷費が中心になっておるようでして、なおその上に今度は、四十一年度においては旅費等を若干予算に計上しておるようですが、これとても全くわずかな金額にすぎない。こういうことでどこまであなたのほうの官公需を中小企業に確保するというための成果が上がるのか、これはきわめて疑問であるわけです。しかし形としては、中央において

ゆる適当な生活を国は義務づけられている。だからして、失業者に対しては生活を保障していかなくてはならない。同時に、生活困窮者に対しては生活保護というものを当然の責任においてやらなければならない。だからして、この場合においても中小企業者に対して受注の確保をするというのは、あなたがいまお答えになったように、何が何でも、中小企業者であるからその中小企業者の能力がないという場合においても、絶対に中小企業者から物を購入し、あるいは仕事をさせなければならぬというようなことではなくて、取捨選択というものがあつて得る。あり得るけれども、そういう中小企業者に対して受注を確保していくんだという国の責任というものは、私はこの「目的」の中には明確化していく必要があるのだ、こう考へる。だからして、あなたがいま自由主義の社会においてはとおっしゃるけれども、少なくともこの法律案というものが中小企業者に対しての官公需の受注を確保するんだという考え方の上に立っているならば、特にこの「目的」の中に「機会の確保」というふうに書く必要はないのであつて、受注を確保するというところにそのまづ書き書いていくことが適當ではないか、こう私は思います。そしていろいろな具体的な発注等におきましては、まあランクもされるわけでありまして、そういうことにおいて適當に取捨選択というものが私は行なわれてくると思う。それから中小企業者の努力も求められるでありまして、また中小企業者が健全になるためのいろいろな金融、税制上その他の施策というものを国が行なうことによつて、両々相まってすべての中小企業者というものが受注を確保し得るようになると私は考へる。どうしてもここに「機会」を入れられるということについては納得いかない。

やほり一つのリベラルな社会の原則は常に機会の増大だと私は思ふ。何でも、教育でも、頭の悪い者まで教育せんならぬ義務を国が負うとは思われない。しかし、能力がある者が勉強できるような機会を常に確保するということが大事なんで、常に民主社会における原則は機会の増大である。やはりその努力とか個人の能力とか、そういうものの余地があるほうが、リベラルな社会としてはいい。だから常に機会の増大というほうが考へ方としては正しいと私は思つてゐるのです。これはしかし原理、原則から来たものではなしに、おそろく中小企業基本法の文句から来たんだと思ひます。だからこの問題は原則的にもそういうことが正しいのだ。そのことはこういう立法をやろうとするのですから、逃げ腰だったならこんなものは国会の途中で出しゃしませんよ。大いにやはり確保しようという熱意のあらわれですから、国会の半ばでこの法案を出そうという熱意、かなりそれをまとめるまでいろいろな紆余曲折があつても、これをやはりどうしてもこの機会に国会で御審議を願おうという熱意は、そういう「機会」ということばに藉口して、逃げ腰でこんな法律案を提案して御審議を願うというやうな、そういうものではない。その「機会」というのは、そういう意味の逃げことばに使つたのではないという善意は、中村さんに信じてもらいたいと思ひます。

○中村(重)委員 いまの点についてはもっと議論をしていかなければならぬのですが、約束の十二時ですから、あと保留してきようはこれで質問を打ち切りますけれども、これは全体的な「目的」に「機会」があるように、各条文の中にそれがあらわれてきております。あなたの熱意は確かにありますけれども、ところが官公需の確保という思想的な流れというものが、社会党の案と政府案との中で非常に違つておるものがある。それが具体的な場合においては大きな開きとなつてあらわれてくるであらうと思ひます。このことはまたこの次の委員会において議論もし、お尋ねをしていきたい。きようはこれで終わります。

○天野委員長 栗山礼行君。
○栗山委員 質問をいたします前に、ちょっと委員長に伺つてまいらなかつたらぬと思ひます。が、昨日の理事会では、この、政府及び社会党、民社党の官公需の中小企業者の確保の問題の法案で与野党が質問を活発に展開をされました。問題が浮き彫りされたのでありますけれども、政府及び社会党、民社党が提出いたしましたことを、さらに民社党の提案の内容を踏まえつつ、社会党さんに、精一ぱい胸をかくすから質問しろ、あるいはなお、質問は君のほうも済んでおるけれども、そういう関連で政府に質問をしてもいい、こういうふうな御決定をいただきました。急遽、にわか仕込みで、頭を若干未整理のままできようの委員会に臨んだのです。したがって、私は短い時間で私の質問を終わらしていただきたいと思ひますけれども、大臣は、秘書官のお話によりまして、十二時半までががんばつてまいらう、こういうお話をございしますが、最小限度、やはり一時間半なり二時間半なりだいたひなければ、やはり私はものを申すだけではないで、お伺ひする立場等も持ちますので、いかがなものでしょうか。大臣が時間が切れまして、そして社会党さんの説等も関連して伺うために、きようの時間切れで、再度別な機会に継続して質問をお許ししたくというやうな委員長の御配慮を願えるかどうか、あるいはまた、できるだけ私の質問を早めまして、簡潔要を尽くす、こういう立場できようの私の質問を打ち切るか、こういう点がございしますので、仰せのとおりに従ひたいと思ひますから……。

○天野委員長 大臣は一時まで都合をつけるようございしますので、約一時間大臣の出席時間がありますので、できるならばおまとめをいただきたいと思ひます。

○栗山委員 では社会党の先生、一時までお許しをいただく、こういうことで質問をしてよろしくうございしますね。——ありがとうございします。御案内のように、今日まで、与党、社会党、民社党のそれぞれの方から、この問題は非常に大きな関心と内容を意味するものでありますから、真摯な質問と御答弁をいただいております。私も記録や、あるいは委員会での意見を拝聴いたしました。ただ、ここにあらわれた問題は、政府のほうは、官公需についての中小企業者の受注の確保というものであります。社会党は、一緒に生まれてまいつたというやうな関係等もございしますが、が然受注の確保ではなくて、発注の確保というやうなことで出てまいつたのであります。いろいろ御答弁や質問を伺つてまいりますと、大きな発想について、目的は共通の理想を持ち、願つておるのでありますけれども、しかし、その構想については必ずしもその道程としての一致をしないというところにこの問題があらうかと思ふのであります。それを、どちらも好きなのだから、どういう形においておつたところ、これを縁結びをするかという、こういつたところには大きな問題点が今後残されてまいつておるのではないか、こういう考へ方を踏まえてお尋ねを申し上げたい、かように考へております。

まず、大臣に一発お伺ひいたします。おいでにならなかつたのであります。四月の二十七日に本委員会でも、わが党の麻生委員と与党の浦野理事が影山中小企業庁長官に御質問をされておるのであります。その中に、影山長官の御答弁は、この問題は、中小企業基本法の第二十条に基づいて、中小企業政策の一環としてこの法律を提案したものである、こういうふうな御説明がされておるのであります。信任の厚い中小企業庁長官のことでありまして、大臣は、中小企業基本法の第二十条に基づき、中小企業政策の一環としてこの法律を提出した、こういう御確信があるのではないかと、このこと、ひとつ大臣の一発答弁を願ひたい。

【委員長退席、河本委員長代理着席】

○三木国務大臣 そのとおりに考へております。が、政府案の第三條は、受注機会の増大について、国等が努力すべき責任の規定をいたしておる

と思います。努力責任、これに基づきまして、第四条では、「受注の機会の増大を図るための方針を作成するものとする」という規定をされているのであります。政府案は、このように、受注の機会の増大をはかっているというところにたいへん、高々と御自慢のような御説をしつつあるように伺うのでありますけれども、しかし、法案全体をながめてみますと、その内容については、基本政策が何一つとして規定されておられない。これは御承知のとおりであります。これでは中小企業基本法の第二十條の示しておりますこと、いわゆる「国等からの受注機会の確保」の条項と、今度の官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案と、どこに政策的相違点があるのか。私の言いたい点は、中小企業基本法の念仏と、それから政策的、基本的内容とは伴ってこなくちゃならないのでありますけれども、念仏をそのまま持ってきている、こういうふうな解釈を私はいたすのであります。中小企業庁長官にこれをひとつ率直にお答え願ひ、また、社会党の田中先生には、私の質問について端的に御指示をいただく、こういうことにお答えをいただきたい。

○影山政府委員 先生の御指摘の点でございますが、まず、先ほど大臣が答弁いたしましたように、この法律が基本法の第二十條に基づく法律であることは疑いのないところであります。それに基づきまして、たとえば第三條におきまして同じような趣旨のことを繰り返しておるのではないかと、というような先生の御趣旨だろうと思つてございしますが、このところは、第三條におきまして「組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない」というふうになつており、従来組合というものは受注機会に参加のチャンスが非常に少なかったものであります。そういうものを具体的に配慮しなければいけないというふうな規定をいたしておる点がまず大きな違いだと思ひます。

それから、第四條以下におきましては、「受注の機会の増大を図るための方針を作成する」というふうに書いておりますが、この方針の内容は、一つは、量的な努力目標というものを具体的にこれには規定をいたしております。

それから方針の中の第二におきましては、受注機会の増大のための具体的な施策の内容というものをこの方針の中に織り込むということでございます。この方針というものは、この法律全体を簡潔、強力なものにいたしたいという趣旨から、できるだけ煮詰めたかっこうをいたしておりますけれども、この方針の策定いかんによりまして相当具体的な内容がこの法律全体の趣旨から出てくるということになるわけでございします。

それから方針を決定いたしましたして、第五條で実績を具体的にチェックいたします。それから第六條におきましては、そのチェック等の結果に基づきまして、具体的な問題あるいは一般的な方針をいたしまして、各省各庁の長に要請をするというふうなことになるわけでございします。私どももいたしましては、具体的にこの法律は運用できるといふふうに考えておるわけでございします。

○田中武蔵議員 栗山委員の御質問、ある程度私も同意見でございまして、基本法はあくまで基本法だから、抽象的な表現でいいといたしまして、それから、具体的に示される単独法でございします。それから、それに基づいて出される単独法でございします。から、より具体的なものでなくてはならない、こういう御趣旨だと思ひます。そこで政府案と社会党案もしくは民社党案を比べましたときに、政府案はより抽象的であり、われわれのほうは具体的なものである、こういうふうに思ひます。その点につきましては、たとえばあなたが最初触れられました受注と発注、一条の関係ですが、この法律はあくまでも政府並びに公社等に対する一つの義務づけをきめる法律である、したがって発注の確保というほうがより妥当ではなからうか、こういうふうに思ひます。それから第二條、あるいは第三條等で見ました場合でも、政府案は、たとえば受注機会の増大の努力、あるいは四條では、この方針の作成というふうになっておる。それに対してわれわれのほうは、割合をきめる。いわゆる中小企業に

何パーセント確保するのか、こういうようにきめて、それを公表する、こういうふうになっておりますので、より具体的なかつ明確な規定を持つておると信じております。したがって栗山委員のお感じになっております、より抽象的ではなからうかということについては、同感でございします。

○板川議員 ちよつと補足して申し上げます。こういうふうに読めるのじゃないかと思ひます。受注の機会を確保する、受注の機会を増大するということとは、受注の機会が増大したら、必ず発注を受けるということではありませぬ。それは入札に参加することが受注の機会を増大することでありませぬ。しかし発注を受けることにはイコール通じておらないのです。社会党案——民社党案もそうでありませぬが、これはその受注の機会という手段、手続を経て発注を確保するというところで、中小企業の発展、国民経済の健全な発展に資するためには、最終的には発注を確保しなければ意味はないのであります。ですから受注の機会の増大ということとは、その方法であり、方法論である、目的は発注を確保することにならなくちゃならない、こう思うのであります。そういう意味で、政府案の規定は非常にあいまいであつて、あたかも受注の機会の増大があるから発注があるかのごとく思わせるところに問題があるだろう、こう思ひます。

○栗山委員 影山中小企業庁長官、私は、中小企業基本法の明示する内容に基づいて具体的な政策の方向が中小企業の官公需の確保になり、あるいは私どももかような発注ということにならなくちゃならぬ。これは政策論議の問題である。積極的であるか、あるいは消極的であるか、あるいは中身の貧困な政策か、より卓見を持つ政策であるかどうか、これはいろいろ議論の内容等がございしますけれども、努力目標というか、その他、三いろいろございします。これは順次具体的に影山長官の言われるような内容であるかどうかということについてお尋ねをしてみたいと思ひます。が、社会党の御見解についていろいろ伺ひまし

て、これまた順次具体的な内容等によってお示しをいただくことにいたしてまいりたいと思ひます。

確かに影山長官が言われております第三條によります規定で、あとでお伺ひをいたしたいと思ひますけれども、ただよろしくお伺ひをいたしたいわけではありませぬので、高い苦心を評価等もしつつ、なおかつ政策論議というふうな内容を持つておりますので、私は、いま長官が言われた、組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならぬ、これはまことに卓見であると深く高い評価をいたしたい。これに関する限りにおいては、そういう見解等も持つておる、こういうこととひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

社会党の先生にお伺ひをいたしたのであります。社会党案と民社党案に比較いたしましたして、政府案の違ひの最大のポイントというものは何か、こういうことになってまいるのであります。が、われわれの案は、発注の確保をはかる構想なのに対して、先ほど申し上げましたように、政府案が受注の確保をはかる構想に立っている点であります。これは非常に意味するものが違つてくる、こういう私の理解であります。社会、民社両党がともに第三條で「官公需契約の割合の公表」という条項を制定をいたしております。これは民社党も社会党も私どもが解しますと、発注の確保並びに年次を迫りまして発注の拡大についての政府の責任体制を明らかに示してまいらうという重要な条項の一つであると、私どもはみずから自費をいたしておるのであります。政府はこの責任を負うからこそ、そこに政府が発注増加のためのあらゆる努力を傾倒されるということに相なつてまいらうんだ、これは責任の方向の問題であります。こういう観点に立つて考えてまいりますと、第五條で、契約の特例の条項を、御承知のとおり、社会党及び民社党は設けておるのであります。しかし、この事柄は、会計法あるいは会計令等の規定がございしますにかかわらず、その除外例として中小企業

す。たいへん重要な点であらうかと思ひます。政府案は中小企業者の受注確保を中心に法文が構成されておるのでありますが、このような政府案の努力についての規定が、私から申し上げますと、基本政策の明示がないのです。私は、そういうことで、念仏あつて政策なし、こういうことを申し上げたのでありますが、消極的だということよりも、これなら必要がないんだ、若い私の気持ちからとらえると、そういうことにもなると思うのです。

そこで社会党さんに第一にお伺ひいたします点は、社会党の発想がわが党と同じでございますから、発注確保という基本構想に立つて、政策上の基本理由としてこれをとらえておられるのであるか。わが党は、いま申し上げましたように、この問題は、中小企業基本法に基づきまして重要な一つの政策的根本という立場から、以上三点の問題等々を示しておる。社会党さんこれまたお示しになっておると解するのではありませんけれども、御見解を両先生から承りたい。

○田中(武)議員 社会党が官公需の発注確保に関する法律案というのを作成し、提出いたしましたのは、三十八年のいわゆる基本法の成立以前からでございます。したがって社会党といつたしましては、中小企業の発注の確保ということには、もう十年近く前からそういう方針を立ててまいっております。したがって、そういう面を理解を願ひたいのと、それから先ほども申しましたように、かりにこの法律が政府案とあり、あるいは若干の修正等々で成立いたしました仮定いたしました場合には、この法律は一体何をされるのか、こう考えた場合には、私はやはり国にわたる省庁、あるいは公社等々の長、その他を拘束する意味の法律であらうと、こう考へております。したがって、いま申し上げた発注というものがこのほんとうの意味じゃないか。仕事を出すほうの側を、いわゆる国の機関、あるいは公社の機関等を拘束するのだ。この法律の役目はそういう面を持つておるのだというふうに理解をしておりますので、そのほうが

より正しいのじゃないか、かように思っております。

それからもう一点、第五条ですが、これは大体同じ規定を民社等もお持ちですが——これはお手本が最初一緒だったせいもあると思いますが、このことは私はやはり重要であらうと思ひます。やはり大、中、小と並べたときに、受注の確保をするといつても、自由な競争を大と中小でやらすなら、やはり大のほうにいく。しかも、先ほど来というが、昨日来問題になっておるようでありますが、政府案の場合の「予算の公正かつ効率的な使用に留意しつ」云々という規定を思ひ合わせた場合には、より大企業へ出したほうが安いといひますか、効率的であるといふことによつて、大企業のほうへ集中せられる。機会を与えたが中身はやはり大企業へいくというおそれがあります。それに対して、われわれの五条は、同じ立場にあるものの中で自由な競争をさせるのだ、言うなら、えさ箱は別にするのだ、ライオンとか、あるいはトラとかという猛獣と、そうでないおとなしい動物とは同じようなところに置いたつて、それは一方に食われてしまふ。そこで、あらかじめえさ箱は別にしておいて、ライオンはトラやライオンで競争させる。いわゆる家畜といふか、おとなしい私のような性格のものはおとなしいもの同士でやらすというのが、五条の意味であります。大体この三点で御理解願ひしたいと思います。

○栗山委員 長官にお伺ひいたします。あなたは、この間の二十七日に、基本法に基づく政府のやはり画期的な政策的な内容の法律案である、こういうふうなことで御答弁なさいましたし、大臣もそれをそのとおりだといふことでお認めになったのであります。そうすると、基本法に基つた関連法であるといひますならば、当然それは政策事項を法文化しなければならぬ、こういうところにはやはり中心を置いて見るべきじゃないか、こう考へるのでありますが、ところが、そういう法文としての内容がこれはございません。

これは見解になると思うのですが……結局これを示されておりますことは、これは努力するといふ論理規定だ、こういうふうには私は理解をいたしておるのです。そうしますと、御答弁されておることとこの中身の問題といふことについて大きなやばり相違点があることに出てきておるのじゃないか、これを長官はお認めになりますか。さにあらずといふことで、ひとつ勇敢に御答弁をいただきますか。

○影山政府委員 両社案と政府案との差異の中で一つ大きく違ひますのは、先生御指摘のように第五条のような契約の特例があるかないかという点であります。この点につきましてはすでに両社から国会に提案もなされておりますので、この両社の法案も検討いたしました私どもの参考にしたわけでございます。その場合に考えましたことは、会計法に穴をあけるかどうかという問題になるかと思ひます。その場合に、極端に申しますと、高いものでも悪いものでも中小企業者に受注させるチャンスを与えるということになりますと、会計法の特例的な規定をこの法律で書かなければいけないことになるわけでございますが、そういうことは許されないうけであります。それでは同質同価の場合、大企業と中小企業と、同質同価、品質が同じで価格が同じという場合に、中小企業者のほうに落とすという観点から中小企業者といふ場合は、これは現行の会計法の予決令等の運用によりましてできるわけでございます。その先例をいたしましては、国産品の使用をいたします場合には、商品に指定いたしまして指名競争あるいは随契に付することができるといふことになっております。そういういたしまして、現行の会計法の運用上におきまして中小企業者が受注の機会を確保するといふ規定なり制度が十分やつていけるのだ。高くても悪くてもということなら別でございますけれども、そうでない範囲におきましては十分やつていけるという確信を持しましたので、特に特例的な穴をあける規定を入れなかつたのであります。それではそういうふうな、でき

るだけ中小企業のほうに落ち入り入札をさせるチャンスを与えるといふことは、どういふ点で確保するかと申しますと、先ほど私御説明申し上げましたように、この「方針」でございますが、「方針」の中には具体的な受注機会確保のための施策の内容を盛り込むことになっておりますが、そういうところで、予決も照らして、前向きなかつたところでやつていきたいと思ひますのであります。

○栗山委員 御答弁いただきました前に私も実は少しあなたの御答弁、それから他の委員の先生の質問を讀んだのであります。おぼろげながらそれを頭に全部整理しつつ御質問申し上げておりますから、できるだけ大臣いらしたる時間に勝負をつけたいと思ひますので、できるだけ簡潔に願ひたいと思ひます。

私はもつと素朴に、いろいろ苦心はある、苦心はあるけれども、でさう上がったものを、小々々々々でもこれを買いたいという気持ちを持ちつつも、なおかしこいような方向で取り組めるかどうかといふところに、これは中小企業を救うのだとか社会政策とかといふような問題でなく、私のとらえ方は日本の経済問題である、日本の産業問題である、それからまた大きな国の政治の取り組むべき課題であるといふ観点から中小企業問題を論ずるべきである、こういうふうな考えますと、基本法ができて、それに基づく明確な現経済産業状態に適する政策を推進するといふことがきわめて当然じゃないか、そういう観点から私は、基本法と基本政策の明示のないという姿に大きな失望を感じてゐる。これは私の率直なところ方でございます。大臣、二十七日にわが党の麻生委員と、それから与党の浦野先生の御質問に対して長官がこういうふうな答えられておるのです。影山長官は、努力して実現すべき方針の内容として、第一に、中小企業に對する発注のための量的な努力目標の明示といふことを示されております。それから第二番目には、それを實現するために施策の方向の明示、これを浦野委員の御意見及

び御質問に對しまして長官は答へられておるのであります。これは會議録がございますから、大臣は、この二つの長官の御答弁を政府の方針として御確認をなさいますかどうか。

○三木國務大臣 努力目標ならそれでいいと思ひます。幾ら幾らというパーセンテージをきめてこれを確保せなければならぬということは實際に無理がある、だから、ある努力の目標を掲げるということとは、これはそれでいいと思ひます。

○栗山委員 これは努力目標じゃなくて努力目標の明示ということになっておる、これは實現するための施策の明示でありますから、ちょっと大臣のいまの御答弁——じょうずな御答弁をいただきたいものとお尋ね申し上げていることは少し違ふのであります、非常に重要な問題でございまして、ひとつ重ねて適正な御答弁をお願いいたします。

○三木國務大臣 これはやはり努力目標を明示するわけで、明示せなければいかぬ。またその努力目標を達成するための施策も明示するわけで、長官の答弁、私もそれでいいという考えでございします。

○栗山委員 影山長官、そういったしますと、たいへん事務的なことになりまして、政府は、毎年、この法律が施行されるということになりますと、年度初めに中小企業に対する発注の努力目標を必ず公表するものと理解をいたしてよろしいかという点、それからもう一点は、来年度はこの努力目標を必ず実施する、こういう二点を踏まえてお示しになっておるかどうかをひとつ。

○影山政府委員 先生御指摘のとおりでございします。

○栗山委員 そういたしますと、この努力目標としての発注割合を達成するための施策を明示する、こういうことにならぬと思うのであります、これらの施策は非常に多種多様でございまして、年度を追いまして新規の政策が追加されるというふうな発展的な内容等も持つてまいらぬと思ひます、ありますけれども、しかしそういったしますと、一

貫した基本施策というものがなければならぬ、こういうことにまたこれは帰つてくると思ひます。ちよつと私の質問に不徹底な感を持たれると思ひますけれども、逆戻りをいたしますが、いまのような努力目標の明示を必ずされるという前提になりますと、いろいろ多種多様の政策的な方向というものが積み上げられてまいらぬ、こういうふうには理解いたしませんけれども、やはり基本施策というものがなければならぬ、ということにならないと思ひます。政府はその基本目標といひますか基本政策は一体何なんですか、長官にひとつ。

○影山政府委員 基本的な目標、施策でございしますが、これは明らかに、第三条あるいは第四条等にも書いてございしますように、中小企業の受注の機会を増大をはかるという大目標のためにすべての施策を集中するわけでございします。

○栗山委員 やはり政府案も、少なくとも私も私の解釈からいいますと、非常に大胆なことを言うようでありまして、会計法を若干改正しても中小企業の契約を増大していく方向、私もそれはそういう考えですが、これが一点、それから二番目には、中小企業者に官公需の発注がいつ、いかなる形において行なわれるかというこの周知徹底の方法の問題であります。三番目には、努力目標達成のための責任体制、やはりこの三点に私は尽きると思ひます。ところが、政府案の本文に規定してありますのを見ても、これらの点についてこういうことが明らかに読み取れるものがちよつともないのです。それからまた長官の御答弁をいろいろ伺つてまいらぬ、こういう責任体制というものの明示がないわけですが、したがって、私がいま指摘いたしました三点について、一点ずつこれは明確にお答えをいただきたい。

○影山政府委員 会計法の特例的な規定を定めるということにつきましては、会計法の特例法をきめるといふこととございします、冒頭に御説明申し上げましたような趣旨から、私もそういったしましては、会計法の範囲内であるだけのことをやつていく、それでまた相当のことができると確

信いたしておるわけでございします。

第二の周知徹底でございしますが、これは、官公需の契約の手引き等を毎年出しまして官公需の発注の機会を増大のためのPRを相当やつておるわけとございしますが、その基本的方針につきましては、第四条の方針を作成する場合に、施策の内容をいたしましてそれを規定したいというふううに考えております。

それから第三の努力目標の達成のための責任体制でございしますが、これもいろいろと具体的に必要があればその方針の中にも定めたいと思つておりますけれども、この法案におきましては、第五条におきまして実績の通知を受けまして、それと方針とを照らし合はせまして、不十分な点があれば、第六条におきまして各省各庁の長に對して要請をするということになっておまして、そういう実効の確保あるいは責任体制のチェックということもできることになっております。

○栗山委員 どうも時計をながめつつやつておるわけでありまして、これは、ここで一言私の意見があるものでありますけれども、またひとつ掘り下げたかつこの機会が与えられましたら、この問題は長官とひとつ論争しなくちやならぬと考へておりますが、今度はひとつ政府と社会党の御見解を伺いたいと思ひます。

端的に申し上げまして、政府案も社会党案も民社党案も同じく中小企業に対する発注増大ということとを最大のねらいとして取り組んでおりますことは、共通の理解だと思ひます。ところが、中小企業に對する契約を増加するためのこの法案は、会計法の特例法とみなせるかどうか、あるいは特例法でないのかどうか、これはひとつ、弱い法律論でありますけれども、重要な点でありますから、長官から承りたい。それから、社会党のほうから同様にこれは御見解を承つておきたい。

○影山政府委員 会計法の特例法ではございせん。

○田中(武)議員 私もこれを立案したときには別に会計法の特例法をつくるという気持ちはござい

ません。しかし、具体的な規定の中で会計法と競合するものがあるとするならば、新法は旧法に優先する、そういう考え方ではないと思ひます。

○板川議員 政府案は、「予算の公正かつ効率的な使用に留意しつつ、ここに引かれて特例法ではないという解釈をとつておるわけですが、社会党は、第五条の後半で、いま言った大上段から特例法だということではありませぬけれども、「官公需契約につき、国等がなす契約に関する法令又は公社等の定めにかかわらず、指定業種に属する事業を営む中小企業者のみの一般競争に付することができ」と書いてありまして、これは民社党案も同様であります、ここにこの部分において特例的な規定を設けておる、こういうふううに考えております。

○栗山委員 田中先生の御見解は、これは会計法の特例法とは理解しにくい。ただしこの法案はやはり優先するものである、こういう御見解、いま板川先生からもちよつと伺つたのであります。長官、伺いますが、そうすると、あなたは、これは特例法でないんだと言つたが、これは第何条によつてその点を理解して、特例法の除外例でないんだ、こういう法律の規定を一べん私に教えてもらいたい。

○影山政府委員 先ほど板川先生から御説明いただきましたように、第三条の規定におきまして、「予算の公正かつ効率的な使用に留意しつつ」という規定がありますが、これは会計法に準拠して行なうものという規定でありまして、特例法ではないのであります。

○栗山委員 会計法の何条にそういうことがあるのですか。これはここに問題があるんです。きのう板川先生の質問されました「予算の公正かつ効率的な使用に留意しつつ」ということについては、これは非常に重要なネックです。よくわかるのです。だからこそ私も会計法の改正をしてでも中小企業の確保をはかるという一つの考え方を、突破口をやはり私も私としては考へたわけなんです。私は、いま伺いたいのは非常に問

題になります「予算の公正かつ効率的な使用」というものは、その理解によって私もこれを是認したいのです。こういうワク内では認をいたしたいのですが、特例法でないということについては、第何条の規定をもって特例法でないか。特例法でないという御答弁をされておるが、それをひとつしろうとの私にお示しをいただきたい、こういう意味なんです。

○影山政府委員 第三条の先ほど申し上げました「予算の公正かつ効率的な使用に留意しつつ」という精神から会計法の特例法の規定ではないということになると思うのでありまして、明確にこの法律で会計法の特例法ではないということは規定はいたしておりません。

○栗山委員 条文でなくて法の精神からそういう理解をいたしておるんだ、ちょっと法律論としたらあいまいですね。やはり条文が示されるということが当然問題になってこようと思うのでありますが、これは深追いを避けておきましょう、こちらもしろうとでございますから。田中先生、あなたは法務大臣だからひとつ明らかにしてください。

○田中(武)議員 いまの問題で、たとえばわが党案の第五条は、会計法の何条に定めてあるけれども、その特例法というふうな書き方をやっておる場合は、会計法の特例だと思ふのです。そういう意味で、会計法の定めにかかわらず云々という考え方はないわけです。しかし一般契約の中で不特定多数といえますか、やるものに対して、特定の範囲をきめたというところにおいて契約の特例である、こういうように考えております。したがって、それが会計法のたとえ二十九条の六との関連でどうか、こういうふうなときになりますと、私はやはりこの法律が、政府の場合はこの特例がないので、そういう点に触れられていませんが、わがほうは特例を持っておりますので、それがもしこのままで成立するならば、会計法との関係はどうかということなら、新法が優先する、そういうように考えます。

○栗山委員 たいへん勉強させていただきました。ありがとうございました。それじゃ二点、ひとつ長官と社会党からずばり一言で答えたいだきたいと思ふ点は、私はどうも、現行の会計法のワク内という一つの事態になりましたでしよう。現行です。そうすると、この官公需の確保とか、あるいは発注というふうなことをいろいろ法文化するというふうなことになるにしても、これは中小企業の体質の改善のための一般の施策があれば十分なのであって、現行の会計法のワク内ということになりますと、あえて——社会党、民社党案ということになればこの法案の示すところが前提、大目的があるのでありますけれども、政府案の内容なら、この政府案の原案を必要としないという私の推論になってくるのであります。これは政治論じゃございせんので、一ぺん長官から私の見解について所見を伺っておきたい。こんなものだったら必要ないですよ。

○三木国務大臣 私が答えましょう。これはやはりたいへんな法律だと思ふます。第三条でこの努力の義務を課しておるわけです。これはやはり国及び公社、公団を倫理的にある程度拘束するでしようね、この規定は。努力目標、努力しなければならぬ。それから第四条においては、その目的を達成するために方針をきめて、毎年閣議できめなければならぬ。また五、六条で、これに対して各省の長は実績をやはり報告しなければならぬ。それがまたこの法律の目的に沿うてないような場合は、通産大臣が要請できる権限も持つておるのですから、これはもうたいへんな法律だ。こういうものができたことによつて、もしこの法律ができて空文化すればやはり政治的にも批判を受けるわけですからね、疑惑を受ける。毎年これが閣議でも決定して、この法律の実施というものが国会及び国民の批判の前にさらされるわけですから、私は栗山さんが、これはたいしたことでないということは非常なやはり認識不足だと思ふ、これはたいへんなことですよ。これはも

う政府は受注を確保するために非常に努力をしなければ、国会あるいはまた国民の批判を受ける。これは非常な画期的な意義を持つてゐる。だからこの法案の評価をあまり過小評価をしてもいたくないと思ふます。

○栗山委員 これはまだ順次社会党の先生に伺つてまいらなければならぬと思ふます。大臣にはこれは討論はいたしません。ただ大臣は、非常に卓越された高度の政治論を展開されてゐるので、それについては私はよく理解できる。しかしやはり具体的に意味するものと、それから法律の条文に照らしてどうなの、こういう一つのところからえ方です。やっているとこの相違でございまして、この点はひとつ勝負預けというところで、これは委員長に預けておきましょう。そうするよりしかたございせん。

これに関連しまして政府にお尋ねいたしますが、会計法の第四十六條の第一項によりましますば、官公庁の予算の執行としての契約行為については必要な指示をすることができるとは通産大臣の権限であつて、通産大臣でない。こういうふうな、私もしろうとであります。少くこれをながめてみますとそういう明示が法解釈でできるのではないかと。ところが、政府案の第六條では、これを含む指示を通産大臣が行なうことにしてゐるのです。これは会計法第四十六條第一項の改正を意味するの、あるいは私の法律見解というものが間違つてこういうお尋ねをしてゐるのか、その点は法律論として明確にお答えいただきたい。

〔河本委員長代理退席、委員長着席〕
○影山政府委員 大蔵大臣が予算の執行の面で指示ができるというのは、国の血税でできましたところの予算の執行という場合の適正かつ公正かつ効率的に実施をするという観点からの指示でございします。それから私も第六條につきましても要請をいたしますのは、その中で特に中小企業業者の受注の確保をはかるという観点からの要請でございします。おのおの観点が違つてゐるわけでございします。両者の規定は併存し得るものと考えて

おります。
○栗山委員 そうすると、あなたの御見解でいきますと、これは会計法の問題と、それからこの法案の通産大臣に与えられた権限内容というものは、会計法上の問題とは全然別途として扱うべきだというのが法解釈としての御答弁、こう理解してよろしいですか。

○影山政府委員 あるいはダブル面があるかも知れませんが、違つてゐる観点からの指示あるいは要請だというふうな考えております。

○栗山委員 この問題もこれは法律論でございしますから、田中法務大臣におられますけれども、これは正式の法務大臣に会つて法制局と検討を加えまして、後日この問題の適正な法解釈を求めたり、私のほうもひとつこれは勉強させていただきます、こういうことでこの問題はお預けをいたしておきたいと思ひます。

政府と社会党のほうにお伺いをいたすのであります。政府と社会党、民社党案はともに監督大臣を総理大臣にいたしておるわけでありまして。政府案は、官公需契約方針の作成に、閣議決定を経た後、通産大臣が方針の要旨を公表することとしてゐる。すなわち通産大臣が本法施行の主務大臣となり、これに伴つて実績の概要の通知、要請等を行なう、こういうことにこの法案が規定されております。そこで、私どものほうからいきますと、やはり内閣の最高責めをお負になる総理大臣が中小企業政策の一環としての方向としてこの責めを持たれることが、あるべき姿でないか、こういう理解で民社党も内閣総理大臣、こういうふうな条文を設けたのでありますけれども、社会党が内閣総理大臣をいふことでお示しになつておるの、民社党の見解と相違があるのか、社会党さんが独自のひとつの見解に基づいて内閣総理大臣という責任の所存をお示しになつておるのかどうか、この点をひとつ田中先生、明確にしてもらいたい。

○田中(武)議員 社会党案が内閣総理大臣としておりますのは、各省庁の長に対して一つの拘束を

与える法律である。したがって、通産大臣は一つの省庁の長ですから、やはりそれをまとめる内閣総理大臣のほうが適切である、こう考えております。さらに、政府案でいきましても、これは四条件の二項で閣議の決定も求める、こういうことになっておる。閣議の決定ということを実施するのは各省庁の長ですから、そういうことであまり変わりはないのじゃないかと思うのですけれども、片方では閣議の決定ということもある、しかし、私は各省庁の長をまとめていくのですから、内閣総理大臣のほうが偉いかどうかは別としても、やはりその職務上内閣総理大臣のほうがいいのじゃないか、このように考えております。

なお、これは質問外にわたるかも知れませんが、先ほど栗山委員が政府案について批判をなさいました。私も同じような考え方を持っておりますが、しかし、現内閣の手においてこの法律が出たということには私は一応の敬意を払います。しかし、この法律をずっと見た場合に、やはり第一条での受注の機会の確保、あるいは第三条でかかる予算の公正かつ効率的な使用、あるいは努力目標、こういうことになっておるのは、いわゆる常識内で、新しい一歩を踏み出したの考え方の上に立っていない、こういうように考えます。

それから先ほど来問題になっております第五条——社会政策、民社案の第五条ですが、これはぜひなければ中小企業の本心と受注確保にはならない。これは特例といっておりますが、先ほど申しましたが、これは契約自由の原則に対する特例である、こう考えております。

○栗山委員 そうすると、引き続き今度は社会党の基本政策についてお伺いをいたしてまいりたいと思います。

わが党は、先ほどちょっと触れたのでありますが、やはり中小企業の官公需の発注の確保については、これは大胆に会計法を改正いたしまして、そうしてその前提に立つて予算の公正かつ効率的な使用の範囲内で、中小企業に対する契約を最大限に拡大すべきである、こういう私の私どもの解釈で

いつておるわけなんです。このような点について社会党の政策的構想といえますかをひとつお示しをいただきたいというのが一点であります。

それからわが党案について少し自画自賛になりますけれども、発注確保のための基本政策といましては、第三条で官公需の契約の割合の公表、こういう割合の公表という明示をいたしております。第四条では割合達成の努力であります。第五条では契約の特例、必要によって契約の特例によって中小企業者の入札をなし得る、こういうことでありますから、これは特例であります。それから第六条に発注に臨んで中小企業者への配慮ということと、これは特に入れたのであります。

が、これはやはり入札でございまして、契約の問題でございまして、やはりできるだけ中小企業者の発注の確保を前提とする、いわゆる中小企業者に対して飛び込んでかくしなさいという政府の中小企業政策の施策の方向を、飛び込んで迎え水をかけて持っていく、こういうことではない、今日この中小企業政策の意味するものは、こういう考え方である、この第六条に入れたのであります。これが私どもの一つの考え方である、こゝに、社会政策の政策構想としての、いま民社党の見解を示しつつ、それらの点について御見解をひとつ承りたい。

○田中(武)議員 社会党の中小企業に対する政策、これは何も官公需の発注の確保だけではなく、広くわたって、今国会にたとえば中小企業者の設置、組織法あるいは事業分野あるいは紛争調整、いろいろの分野にわたって考えております。その一つの法案であります。したがって、われわれといたしましては政府案のように機会を与えるということではなく、機会を与えるということならば憲法ですでに保障されておるところであります。ところがしかし私は機会を与えるということではなく、より積極的に、たとえばお示しの第五条のような条文を置いて、積極的に中小企業へ発注がいくようにしたい。そうでなければ、ただ、いままでのような状態であれば、すべ

てのものは大企業へとられてしまふ。しかも実際の仕事をしておるのとは下請あるいはその下請というふうなことで中小企業が仕事をしておるのじゃないか。言うならば中小企業が仕事をしておる、そうして大企業はその間の何と申しますか、リベートというのか、利ざやというのですか、何か知りませんが、それをピンはねをしておるのだ。それならば直接中小企業に仕事をさしたらいじゃないか、積極的に中小企業の仕事の量を増すのだ。ことに国あるいは国の機関等々は、それはすべて税金である。したがって、それは中小企業へ多く還元するようにしてやる。そうでなければいわゆる経済の二重構造の解消にはならないのだ。したがって、社会党の中小企業政策の基本理念を一口で言うならば、経済の二重構造の解消を目ざして、その二重構造の解消のための一つの施策としてこの法律案を提出した。そうしてその各条項はおおむね民社党と変わりございませんが、それぞれの条文は同じような観点に立っておるわけであります。

○板川議員 別な観点からちょっと補足します。

いま提案者である田中委員から社会党中小企業政策委員長としての発言がありました。この政府案と社会党案の根本的な差は、中小企業の現状をどう見るのか、中小企業に対して社会政策的な見地から対策を考へるかいなか、こういう点が根本的な政府案との違いだろう、こう思うのです。社会党の考え方は、いま田中委員が申し上げましたように、経済の民主化をはかって二重構造をなくして国民経済の健全な発展に資する、こういう基本的な考え方の上に立っております。政府案は、自由競争の原則をくずさないのだ、ただ、同じものであれば中小企業になるべく多く注文をするような姿勢をとろう、中小企業も大企業に負けまいように、品質的にあるいは仕事も内容的に成長してほしい、こういうふうなことであらうと思う。しかし、いまの社会経済体制の中で、中小企業が企業と競争して勝つという条件は、これは特別の例以外にはないのです。もうそれは一般原則的に

いえば、中小企業は大企業に自由競争の中では負けることは当然なんです。そういう中で自由競争の原則を踏まえておれば、これは中小企業政策をどんなにうまく書いても、絵にかいたもちではないか。だからほんとうに中小企業の発展に資するんだというならば、政府案の根本的な思想を変えて社会政策を加味するんだ、こういう観点の上に立たない限りは、実は絵にかいたもちになりかねない。大臣はたいへんなことだと言われますが、そういう絵にかいたもちではないかと言われれば、そういう絵にかいたもちではないかと言われれば、その根本的な違いだろう、私はこう考えております。

○栗山委員 私は昨日大臣の御答弁を伺っておったのであります。が、経済合理主義という一つの貫いた立場において中小企業の官公需の確保の方向に持っていくべきだということ、板川先生の見解は、いまお示しになったような論争点を、これも平行線のものでお伺いいたしました。栗山私案も持っておりますが、これは時間がございませぬから、ひとつ御見解を承ったということにいたしました。なににいたしますが、ちょっと長官、きのうのとそれから二十七日に、あなたが、三十八年の中小企業の官公需の確保は、一切ひっくりかえすね。そうすね。それで地方自治体の高率のもの、それから政府及び公社というもののものに低い率、それをトータルしたものが四三・八%である、こういう三十八年の例をお示しになった、こう私は理解をいたしました。進めまして、長官は五〇%を一つの目標に置いて将来取り組んでまいりたいのだ。それをどの時点でどういう年次計画のもとに五〇%というふうなことを、お伺いいたさなかつたのでありますけれども、問題はやはり毎年、きのう板川先生もお話のございましたように、金額の問題でなくてシェアの問題ではないか、それは年々拡大するということにややはりこの法案の意味するものがあるのじゃ

ないか、こういうことでありまして、私は政府に一番言いたいことは「これで私も異なつた点は、政策上の柱の問題、政策上の柱の問題」というのは受注の機会の増大ということなんです。あるいはまた受注の確保の増大、強化、こういうことがやはり政策としてあらわれてこなくちゃならぬ、こういうふうには私は考えておるわけなんです。これがなければ、先ほど申し上げましたように意味をなさないので、こういうふうには私の見解が落ちつくわけなんです、いま申し上げましたように、四三・八は、まことにいいものをひとつ含めて、そして足らざるものもこういう目標のもとにやるということなんです、この点はやはり責任と目標が立てば、どういふ努力目標と、それを年次の進め方に進めていくのだ、こういうことがなければ、これまた長官は、非常に御答弁がうまいということだけで、見て美しいけれども、食べた味がでないのだ、こういうことになるとどうかと思うので、ひとつ明確な所信といひますか、これを明らかにしていただきたい。

○影山政府委員 地方公共団体の受注のシェアを含めて四三・八を五〇％に持っていくといふことは、私どもの理想といひます。念願でございます。それでこれをいかなる手順で、年次計画で持っていくかといふことは、今後私も一生懸命に勉強いたしまして、各省庁とも相談をいたしまして、やってまいりたいと思ひます。

○栗山委員 与党の浦野先生にお答えなされたことと同じくされておる。それでは意味がないのだと言つて浦野先生があなたに叱咤激励をされたのです。これを思ひ浮かべまして、私は、日も変わつておる、こういうことからもう少しあなたの具体的な決意の方向といふものは、日とともに進歩する、こういうことで伺ひたかったのでありますが、やはり一つも変わつておらぬといふところから、若干残念な感もいたします。しかしなかなか言外の内容もおありになる長官のごときでございますから、十分ひとつ御賢慮を願つておきたいと思ひます。

それからついでに事務的な問題であります。政府案の第三條で、中小企業の組合を契約の相手方として活用するよう配慮する旨を法定されたといふことは、私は高く評価いたしておる、これは卓見であります。まことに敬意を表することにやぶさかではございません。しかし影山長官は、組合とは協同組合をいふと説明されたと思ひます。そうですね。——第二條第一項第四号に「組合」の範囲を具体的に明らかに願ひしなくちゃならぬ、こういうことであらうかと思ひます。これが第一点であります。

第二点の問題については、これらの組合に対する受注の機会を増大していくということについては、組合の育成指導というものが非常に重要な対策上の問題になるのではないかと思ひます。けれども、組合を入れるという規定だけであつて、この組合がそういう方向に沿つていくように施策として取り組んでまいらうということをや法文で明らかにされておらないのであります。この点をひとつお伺ひをいたしたい。

○影山政府委員 組合の範囲でございますが、事業協同組合あるいは事業協同小組合、その両者の連合会、商工組合、その連合会、それから企業組合も含めます。その他必要に応じて商店街振興会あるいは環境衛生同業組合等も含めていきたいといふふうには考えております。一方におきまして、この協同組合等組合員を契約の相手方として活用する際に受け入れ体制をいたしまして、組合あるいは検査設備等もはつきりしていかなければならぬ、それから受注体制、共同受注体制をはつきりしていかなければならぬといふふうな受け入れ体制も非常に必要なのでございまして、現状では、協同組合等におきましても、なかなかその受け入れ体制が整つてゐるものは少ないわけでございます。私どもといたしましては、今後組合の指導育成の方針をいたしましては、そういう方向で強力に推進していきたいといふふうに考えております。

○栗山委員 もう一点でございますからお許しをいたしたいと思ひますが、最後に、わが党の案は、第九條で、中小企業官公需確保審議会というものを設置する、こういうことになつておる。社会民主党は、これはこの内容がないのであります。これは民社党が入つておるから社会民主党は入れない、そういうような感情論はないと思ひますが、私もこれは非常に多岐にわたる専門分野の問題であるから、中小企業審議会によつてこれを扱つていく、こういうことでなく、やはり權威ある官公需の専門の審議会というものを特に設けてこれは取り組んでいく必要がある、こういう見解から私も第九條にこれを入れておるといふのが私どもの精神でございますが、田中先生はこの間私はちよつと理事会のほうで伺ひましたところによると、やはり中小企業審議会のほうで、これは部会あるいは専門部会というようになことで取り組んだらよろしい、きのう長官の御答弁を伺つておりました。きょうの長官の御答弁を伺つておりました。審議会の性格からこれをひとつ官公需確保の専門部会あるいはそういう部会といふことでやるというものについては若干性格を異にする、任務を異にするものなのでありますから、私は必ずしも同意、理解しにくい、こういうことなんです。もし長官がそういうことを考えておられるならば、明らかにこの重要性にかんがみてあるいは効果的な効果にかんがみて、そういう方向を明示することが必要であつたのではないかと、こういうような疑問もここに起きてまいるので、社会党の第九條に対する見解あるいは長官の見解を承りたい。

○田中(武)議員 社会党の案も最初はこの審議会が入つておつたと思ひます。ところがその後中小企業基本法が通りまして、そこで中小企業政策審議会といふのができ、これは一がいには言えませんが、現在大體議運等あるいは政府もそうであるが、方向はあまり審議会を多くつくるのはどうかといふような一つの流れもありまして、そこで中小企業基本法に基づく中小企業政策審議会ができたのだからといふことで、実は九條をはずしました。最初はわが方も盛つておりました。そこで、それでは専門的な問題では、こういうことであるので、前にも申しましたように、中小企業政策審議会の中に専門部会なり等々設けましてこの役割りを果たすことも可能ではなかつたか、こういうのでございまして、民社党と違ひを出すために削つたのではございません。

○影山政府委員 中小企業政策審議会の権限関係でございますが、御承知のように中小企業政策審議会は中小企業基本法の第二十八條及び第二十九條に基づいて設置されておりました。この第二十九條におきまして「審議会は、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する」といふことになつております。この基本法の第二十九條によつて、中小企業者に対する受注機会の確保の条文中もございまして、当然これに属しておるといふふうに考えます。

○栗山委員 ちよつと時間を超過して申しわけないのですが、昨日の理事会の決定の趣旨にかんがみまして、若干民社党の提案いたしております問題の本旨等も踏まえて、政府案及び社会党案に御質問をいたしました。

そこで結論を申し上げますと、やはりどうも恋人で何とか寄り合ひたいといふ気持ちを持ちつつも、結合するのにはもう少しいろいろ条件が足りないようなものがあるんじゃないか、こういうふうには御答弁を承りまして感ずるわけですが、しかし何としても恋人にならなければいかぬ、こういう課題は——私は政府の三木大臣におられると思ひますが、私は過大評価しつたお足らざるものがある、こういうことで申し上げたのであります。そういう点から見ていろいろ結論を私大臣とそれから社会党の御見解を承つておきますのは、これは三派鼎立ではございません。そうじゃなくとも同じ共通の基礎と何とかしたいといふ願ひ

を持ちつつ、若干の距離やその味つけに相違がある、こういうことが露出したことだけは明らかに
なつてまいりました。そこでこの問題、法案を通
すために、やはりいかなる態度で政府は臨むべき
か、社会党及び民社党の入れておけることも、民主
主義の原則に基づいてそれを生かすという何らか
の処置をとつてこれを通すという内容であるかど
うか、あるいは社会党さんや民社党さんの問題の相
違点が明確になった以上、どうこれを取り扱う
か、こういうふうないろいろ御見解のほどもあろ
うかと思つておりますが、民社党案を申し上げ
ますと、何とかしてひとつ社会党さん政府につ
いても、これは三党でいい味つけができれば、私
どももきん然これに通過への努力を措しむものでな
い、こういう結論を申し上げて、大臣と社会党の
これは明確な御決意を承りたい、こう考えます。

○三木国務大臣 この三党の法律案の目標とい
うものは、目ざすものは一緒である、たいした違
いはない。ただそこで自民党内閣がこういう法案を
提出したという事は、これはやはり相当な評価
を受けなければならぬ、そういう意味で今回の場
合は政府の原案について歩み寄つていただいで、
将来この問題がいろいろ改正する必要も起るで
しょうが、しかし、とにかくこの法律案ができる
という事は、栗山さんはいしたことは、ない
じゃないか、私はそう思わない。これは将来政治
的ないろいろ批判を政府が非常に受ける法案で
しょうね、努力しなければ。そういう意味でこの
法案というものは相当将来に向かって政府の努力
も拘束するものであるし、これを出したという自
民党の勇氣、英知に敬意を表して、そして、そし
て今回は原案でこれを皆さんが通過に協力願うと
いうことがいいのではないか。ただ多少のニュア
ンスが違いますのは、われわれはやはり一つの経
済に對してできるだけペナルな考え方をしよう
と思ふ。だから中小企業者も努力してもらいた
い。社会政策と板川さん言われますけれども、そ
れはやはり無利子の金とかああいふ金利を安くす
るとか、そういう点で社会政策的な意図も要るで

しょうが、官公需の需要というものに社会政策的
な考えをしたくはない。やはり大企業に比べて値
段の点でもあるいは内容の点においてもそれは劣
らないということではなければ、もし社会政策的な
意図があるならば他の政策においてすべきで、官
公庁の需要確保というものをあまり社会政策的に
考えることは、予算執行の全体の姿勢を乱すと私
は思つておる。そういう点で、この点はほかのほ
うで大いに社会政策的に考えるべきで、そういう
ことを考えますと、多少はやはり中小企業者も、
いろいろな社会が足の弱い者に一列に足をそろえ
ろという考え方には同意できない。足が弱くても
将来はみな自動車に乗せていけるような、馬に
乗つた人も、自動車に乗つた人も、弱い人に足を
そろえようという考え方はわれわれはとらない。
足の弱い人も馬に乗せ、自動車に乗せられない
か、そういう努力の余地を残しておくことがやは
り社会の発展のために必要なんではないか。だか
らこういうふうな、たとえば機会にしても、いろ
いろな点で不利な点があつても機会が増大してい
るので、やはり中小企業も努力してください。た
だ何でも、安くても高くても、品物が悪くても、
中小企業なるがゆゑにこれを使わなければならぬ
というような考えで甘やかすことは、かえつて中
小企業のためにもよくないのではないか、そうい
うことの多少のニュアンスの差があると思ふ。こ
れは社会主義政党と自由主義政党との多少のニ
ュアンスの差だと思ふが、しかしこの問題に関
してはあまりねらつておる目標というものはたい
して違わないのではないか、だから政府原案に皆
さんが同調願ふことは社会党、民社党の主張を本
質的に曲げることでない、これをつくつたこと
に非常な意義があるので、皆さんが与党に敬意を
表して原案どおりひとつこれは通過するように努
力をしてもらいたいとお願ひをする次第であり
ます。

○田中(武)議員 政府案と両社案が出ておりま
す。これは先ほど来議論になっておりますように、
いわゆる方向としては同じ方向に向かつておるこ
とは間違ひございません。したがっていま大
臣も申されましたが、現内閣のもとにおいて通産
省がこれだけのものを出すことは相当な勇氣が必
要であつたということについては私はこれを称賛
するのにはやぶさかではございません。しかしやは
り政府内部にいますか、あるいは各省庁間の問
題等がございまして、通産省では表現といひます
かまだ十分に法定ができなかつた問題もあるん
じやなからうか、そういう点こそわが商工委員会
において補足していくべきじやなからうか、私は
こういうふうに考えております。そこで栗山委員
は民社党の立場からずばり申されましたので、私
は社会党商工部長としてずばり申し上げます。
政府案を中心に、両社案を対比をしながら政府
としてやりたいが、いま申しましたような内閣の
内部においても十分に表現できなかったところ、
そういう点は足らざるを補つていくという態度で
もつて今後協議を続けていきたい、このように考
えております。

○栗山委員 たいへん時間をとつたのであります
が、大臣のおことばもお伺ひいたしました。板川
先生の言もございすけれども、政府の考え方、
社会党の考え方、民社党の考え方、ひとつ何と
しても、これはよかつたという成果をあげるよう
に、民社党も議會制民主政治の政党的本旨を發揮
いたしましてこれの通過を望みたいことを申し上げ
まして、私の質問を終わります。ありがとうご
ざいました。

○板川議員 いま大臣が、社会党は社会政策オン
リーであつて高くても安くてもそれを注文しろ、
こういうふうな誤解をされております。社会党案
は、社会党の考え方、決して高くても悪いものを
注文しろといつてゐるのではないのです。ただ政
府案のように、自由競争経済の原則という点であ
まりその原則にばかり立っておれば、この法案の
目的である中小企業者に実際に発注するというこ
とはおそろく増大しないだらう、こう思ふので
す。だから増大させるため、法律の目的を果たす
ためにはどうしてもそれに社会政策的な見地を加

味しなくちやならぬじやないか。社会党の立場に
はその加味する度合いが大きいのです。しかしいま
の政府でも私はそういう意味において加味しても
いいじやないか、ある部分入れてもいいじやない
か、こういう主張をしておるのであります。高く
て悪いものを社会政策上とらえんじやないし、経済の原則
という趣旨をいつておるんじやないし、経済の原則
もわれわれは全く否定してゐるわけではないので
す。ただ、いまこの法案で、中小企業者の発注
の増大を自主的に確保するためにそういう観点
が必要だといふ点を、政府の考え方、抜けてゐる点
を私どもは強調したのでありますから、その点誤
解のないようをお願いいたします。

○天野委員長 次会は明後十三日金曜日午前十時
三十分委員会を開会することとし、本日はこれに
て散会いたします。
午後一時二十五分散会

昭和四十一年五月十四日印刷

昭和四十一年五月十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局